

## 令和2年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和2年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251,2252、 229を除く)、L7282	R2.3.9	R2.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	19	1,987	762	38.3%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282		R2.7.20	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	365	14,694	6,735	45.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R2.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢		1,638	12,021	4,392	36.5%	

2020年7月20日

宮城労働局長  
毛利 正 殿

仙台市宮城野区港1-6-1  
基幹労働局長 宮城県本部  
委員長



## 申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1,987名

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上。
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ① 当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ② 職場の内外において、集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。



### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

### 4. 申し出の内容

上記2つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

### 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概3分の1以上  
(協約率は762名/1,987名×100=38.3%)に達していること。  
最も低い労働協約の金額 1016円/時間額  
現在適用されている法定最低賃金額 923円/時間額

### 6. 添付書類

- ① 労使による最低賃金に関する協定書
- ② 申告代表者に対する委任書
- ③ 宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上